

会則の改正について

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第2章 役員及び顧問</p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。                      (1) 名誉会長 1名 (2) 会長 1名 (3) 副会長 若干名                      (4) 常任幹事 若干名 (5) 監査委員 3名 (6) 支部長                      (7) 学年委員 各学年単位に若干名</p>	<p style="text-align: center;">第2章 役員及び顧問</p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。                      (1) 名誉会長 1名 (2) 会長 1名 (3) 副会長 若干名                      (4) 常任幹事 若干名 (5) 監査委員 2名 (6) 支部長                      (7) 学年委員 各学年単位に若干名</p>
<p style="text-align: center;">第6章 支部会</p> <p>第17条 本会は地方に支部を設置するものとする。  <u>2 支部に支部長のほか、支部役員を置くものとし、概ね支部                      会員10名につき、1名の割合をもって支部会員から互選する。</u>                      3 支部長は支部を代表し、支部会を招集運営する。  <u>4 支部は支部規約ならびに支部役員の氏名を本部に報告する                      ものとする。(変更の場合も含む)</u>                      5 支部の会計は各支部ごとに別途会計とする。</p> <p>付 則</p>	<p style="text-align: center;">第6章 支部会</p> <p>第17条 本会は地方に支部を設置するものとする。                      2 支部長は支部を代表し、支部会を招集運営する。                      3 支部の会計は支部ごとに別途会計とする。</p> <p>付 則</p> <p>10 <u>令和5年8月19日一部改正。</u></p>

支部再編

資料2

地区	会員数	旧支部	新支部
菊川市	3,918	1 内田 2 加茂 3 堀之内 4 横地 5 六郷 6 西方 7 河城 8 小笠	1 菊川1 (菊川東中学校区) 2 菊川2 (菊川西中学校区) 3 菊川3 (岳洋中学校区) 4 菊川4 (海外)
掛川市	4,090	9 中 10 佐束 11 土方 12 大坂 13 千浜 14 睦浜 15 大須賀 16 西郷 17 上内田 18 栗本 19 西山口 20 日坂 21 南西郷・曾我 22 旧掛川 23 原野谷 24 掛川北 25 東山口 26 東山口 27 倉真 28 桜木・和田岡	5 掛川1 (掛川東・栄川中学校区) 6 掛川2 (掛川西中学校区) 7 掛川3 (桜が丘・掛川北・原野谷中学校区) 8 掛川4 (大須賀・城東・大浜中学校区)
御前崎	1,254	29 御前崎	9 御前崎
川根本町	87	30 中川根	10 志太1(旧の中川根・河根・金谷支部)
島田市	1,562	31 川根 32 金谷	11 志太2(旧の志太支部)
藤枝市	139	33 志太	
焼津市	73		
牧之原市	1,167	34 牧之原1 35 牧之原2	12 牧之原
吉田町	53		
袋井市	202	36 袋井	13 袋井
森町	32		
磐田市	116		
浜松市	155		
静岡市	207	37 静岡	14 静岡
静岡市以外	94		
関東	279	38 関東	15 関東
関東以東	14		
静岡県以外東海	139		16 東海
東海以西	48		
海外	18		
合計	13,647	(令和3年度末現在)	